

私立学校における「いじめによる重大事態」への対応について

H31. 1. 31 総合政策部政策局総合教育推進室

1 経過

時期	主な事項
平成28年～	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の生徒（以下「A」という。）が、同じ学校の複数の生徒からいじめを受ける事案が発生。 ・学校は、保護者からの申立てを受け、いじめによる重大事態に該当すると判断し、「重大事態発生に係る報告書」を知事に提出。 ・学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に基づき、第三者（心理の専門家）を加えた調査組織を設置、調査を実施。
平成30年2月～	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、調査報告書を知事に提出。 ・知事は、「再調査の必要性の有無」について、「北海道いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）に対し意見を求め、調査委員会は8回にわたり審議等を実施。
平成31年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会は、「再調査の必要性はない」旨を決定し、知事に回答。

2 学校による調査報告書の内容

(1) 「いじめによる重大事態」の概要

Aは、平成28年に、同じ学校の複数の生徒からいじめを受け、精神的苦痛を感じるようになり、断続的に学校を欠席（30日以上）したほか、病院から診断を受けた。

(2) いじめの有無の判断

加害生徒等から聴き取りを行い、加害生徒が、Aに対して中傷する発言をしたり、Aを中傷する内容をSNSに書き込むなどのいじめがあったと判断した。

(3) 当該学校の加害生徒への対応

加害生徒が、上記(2)の行為がいじめであったとの理解を深め、再発防止や人間的な成長につなげるため、次のとおり取り組んでいる。

- ・いじめ行為に対する形式的な反省を促すのではなく、いじめ行為を行う背景となった加害生徒自身の心情や考えを吐露させるように、教員による面談を十分に時間をかけて実施。
- ・加害生徒が自分自身を相手の立場に置き換えて考えることができるようになるまで、理解の深度にあわせ、繰り返し丁寧に指導。
- ・こうした取組を、第三者（心理の専門家）の意見を踏まえ、被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者の理解を得た上で、組織的に実施。

3 北海道いじめ調査委員会による再調査に係る意見の概要

(1) 再調査の必要性

なし

(2) 上記の理由（資料2「いじめによる重大事態の再調査に係る意見について（回答）」記書き）

- ・本事案については、当該学校がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- ・調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第10が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。
- ・学校では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、いじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意味と具体的な取り組みへの着手を確認できたこと。

4 学校における具体的な再発防止策について

- (1) いじめの早期把握や教員間の情報共有及び生徒支援・指導体制の構築と充実を図ること。
- (2) いじめの解決や再発防止に向けた指導方針等について生徒や保護者へ説明すること。
- (3) 面談スキル向上のための教員研修を実施すること。
- (4) SNS指導指針の構築及び生徒や保護者を対象にした講習等を実施すること。
- (5) いじめ問題を含む生活指導に関して保護者との連携を強化すること。

5 再調査に係る知事の判断について

調査委員会からの意見を受け、再調査を行わないことを決定した。(H31. 1. 28)